

平成28年第2回田野畑村議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成28年 2月18日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 平成28年 3月 4日			議 長	工 藤 求	
	閉 会 平成28年 3月14日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	大 森 一	出	6	中 村 勝 明	出
	2	畠 山 拓 雄	出	7	鈴 木 隆 昭	出
	3	上 山 明 美	出	8	中 村 芳 正	出
	4	菊 地 大	出	9	佐々木 芳 利	出
	5	上 村 繁 幸	出	10	工 藤 求	出
会議録署名議員	4	菊 地 大		5	上 村 繁 幸	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	大 澤 喜 男	主任	前 川 恵 美		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石 原 弘		教 育 長	斐 岩 敏 雄	
	副 村 長	酒 井 淳		教 育 次 長	畠 山 淳 一	
	総 務 課 長	佐々木 靖				
	政策推進課長 復興対策課長	久 保 豊				
	税 務 会 計 課 長	早 野 円				
	生活環境課長 保健福祉課長	佐 藤 俊 一				
	建設第一課長 建設第二課長	畠 山 恵 太				
	産業振興課長	佐々木 卓 男				
	政策推進課主幹	山 本 章 博		政 策 推 進 課 主 任 主 査	渡 辺 謙 克	
	政策推進課主幹	工 藤 光 幸		生 活 環 境 課 主 任 主 査	佐々木 和 也	
	総 務 課 主 幹	畠 山 哲		建 設 第 一 課 主 任 主 査	早 野 和 彦	
	総 務 課 主 幹	佐々木 修		建 設 第 二 課 主 任 主 査	佐々木 賢 司	
	保健福祉課主幹	大 上 高 広		産 業 振 興 課 主 任 主 査	平 坂 聡	
	産業振興課主幹	工 藤 隆 彦		生 活 環 境 課 主 査	大 澤 広 美	
総務課主任主査	大 森 泉					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 平成28年第2回田野畑村議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成28年 3月 9日（水曜日） 午前10時00分開議

#### 開 議

- 日程第1 議案第1号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 田野畑村過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 水産荷捌施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 田野畑村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 田野畑村営運動場設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 田野畑村個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 田野畑村行政不服審査法施行条例
- 日程第16 議案第16号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第17号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第19号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第2号）

- 日程第20 議案第20号 平成27年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第21号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第22号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 田野畑村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第26号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第27号 特別職の職員の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第28号 田野畑村雇用促進条例
- 日程第29 議案第29号 平成28年度田野畑村一般会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成28年度田野畑村国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成28年度田野畑村簡易水道特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成28年度田野畑村集落排水特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成28年度田野畑村下水道特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成28年度田野畑村介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成28年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算

散 会

---

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

---

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程に従い進行します。

日程第1、議案第1号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 議案第1号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議議決を求めることについてご説明いたします。

宮古地区広域行政組合格約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第2項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページ、別紙をごらん願います。規約変更の趣旨でございますが、平成28年度にし尿処理施設の基幹的設備改良工事を開始することから、当該改良に要する経費の負担割合に関する規定を追加するものでございます。

変更案の内容でございますが、別表第1号中「第22号」を「第23号」に改めるとともに、同表第23号に平成28年度施行に係るし尿処理施設の基幹的設備改良に要する経費の負担割合を定めるものでございます。

施行期日でございますが、この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

前ページにお戻り願います。提案理由でございますが、宮古地区広域行政組合格約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更に係る協議議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第2、議案第2号 田野畑村過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 議案第2号 田野畑村過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてご説明いたします。

田野畑村過疎地域自立促進計画を別添のとおり策定することに関し、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

別紙、議案第2号資料、田野畑村過疎地域自立促進計画の概要をごらん願います。本資料は、さきの議員全員協議会でお示した資料でございます。1の計画策定の概要でございますが、過疎対策につきましては昭和45年以来、4次にわたり関連対策法が制定されてきたところでございます。今回の計画は、平成24年に法の期限を平成32年度まで5年間再延長したことから、これを計画期間とする新計画を策定し、総合的かつ計画的な対策を実施しようとするものでございます。

次に、2の過疎対策及び地域指定の状況でございますが、今回はこの表の右側の法律により実施するものでございます。これまで平成22年、24年、26年と一部改正が行われまして、期間の延長、ソフト事業を事業債対象としたほか、ハード事業が拡充されてございます。

次に、3、過疎地域の指定要件でございますが、本村は以下の人口要件、財政力要件に合致していることから指定されるものでございます。

4の新計画の期間でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間でございます。

次ページをごらん願います。5の各項目別自立促進計画の概要でございますが、国が示す以下

の9区分ごとに現状と問題点、その対策と事業計画を示したものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法による事業を行うため、平成28年度から平成32年度の5カ年間を計画期間とする新計画を策定しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 資料の中の各項目ごとの現状と問題点があつて、対策があつて、主な整備計画というのがあるのですけれども、5のところの医療の確保というところに主な整備計画のところが空欄なのですけれども、それはなぜでしょうか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 今回期間内で整備するハード事業というのは、ソフト事業が今回特に計上されないというか、予定していないということでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 過疎地域自立促進計画でありますので、特に問題はないというふうに思うのですが、概要ではなくて新計画のこの本体のほうから2点ほどお聞かせをいただきたいわけですが、昨日一般質問でも子育て、待機児童も含めて子育ての問題が結構一般質問でも私を含めて取り上げられました。この新計画の14ページにあるのですが、上机さんの時代からこのことは強調されているわけですが、子育て環境日本一の村が14ページで大きく強調をしているわけですが、石原村長は今までの村政運営とまた一つ味は違って、子育て環境日本一の村、これに特に私とすれば力を入れてほしいわけですが、32年度までの長期計画でありますから、この間に石原カラーをこの分野で出していきたいわけですが、今言えることを述べていただきたいと思います。

もう一つは、子育てにかかわりがあるのですが、以前の議会等で教育委員会と私自身もやりとりをしているわけですが、学校プール、村民プール、これが給食センター等の扱もあるようで、残念ながらおくれてしまったが、でもこの過疎計画の年度内にはプールも記載されているようなのですが、これは村長の政治判断で早めるという考えは現時点ではお持ちであるかないか、単刀直入にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 子育てと定住化、これはイコールな面と、それは補完性はあるものだと認識しており、人づくりは村づくりという視点でも重要視してまいりたいと思います。その上で、今小中連携ということも教育委員会のほうで打ち出してはいますが、親にとっては生まれる前から、また当然生まれてから、その間において田野畑で子育てをしたいと、そういうふうな村づくりをするという姿勢を含めてまいりたいと思います。

それから、2つ目のプールについては、これはこれまでの議会でもお話ししたように、ただ単にプール施設ではなくて、生命教育的な部分も強いという点をしっかり押さえながら、それを早期に解決できるように努力してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 長嶺牧野の近代化事業です。あと施設整備が計画にのっておりますが、牧野は将来とも継続という大きな方向性でよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、産業構造そのものをよく考えた場合に酪農、畜産を含めてこれを維持していかなければならない。これまでの体制のあり方というのは変わってはきましたけれども、村として牛乳を売っている、そういう田野畑牛乳というものの産地のブランドとして、それを支える基本であると思いますので、これをしっかり支えてまいりたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 育成施設の役割、それから農家に粗飼料を供給しての役割というのが、比率が多くなっているのです。ですから、継続であれば予算等もあるでしょうが、早目に事業着手をして早く農家に還元といいますか、利益がもたらされるような事業展開をお願いしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 当初は、自前の牧草的な範疇を超えないのですけれども、これが次第に供給、夏山放牧方式で育成牛を受け入れながらも飼料の供給という面もございました。担当課には話している点は、これまでそういう流れであったけれども、今議員がおっしゃるとおり飼料を安定的に供給する体制を整え、またはこれから高齢化する中でも維持してもらうためにも機械化、人工的なのがどういうふうサポートしていけばいいかと、この2つをプラスしながら考えていきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 もう一つは、今板橋酪農組合からですか、草地の単年度契約、借り入れしておりますよね。もし相手方が納得をするのであれば、村で取得をするという方法もいかがかなと思いますけれども、なぜかという、あそこ草地にもいいのですが、高原野菜の適地でもあるかもしれないのです。ですから、可能であれば村が取得をした上で、例えば野菜栽培農家に牧草の転作の中の一環として草地を野菜畑にするとか、いろいろ活用方法があると思うのですが、その辺も含めて検討してもらえませんか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、早野村長さん時代に課題として平成9年の引き継ぎの際にこの内容を伝えたというのは確認しており、私も引き継いだ点でこれを執行できなかったということも、

また2回目の引き継ぎをしたということで、鋭意その辺については担当課等々と協議はしていました。これは、相手の意思も確認しながらですけども、あとはどういうふうな折り合いができるかということも模索しながら、今検討には入っているところです。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 子育て環境日本一の村を目指す、これは大変いいことだと私自身は思います。なぜならば、Iターン、Uターン対策の切り札になるのではないかと。多分そういう気持ちがあって子育て環境日本一の村というのをこの計画の中に織り込んでいると思うのですが、ただ織り込めばいいというのではなくて、これを実現するためには、例えば昨日の会議でも保育士の問題とかいろいろ出ましたが、そういうのを解消していくためには例えば女子大学で保育士養成をするような女子大学とは交流を持てるようなチャンスをつくり、それをきっかけにするとか、長いスパンで物事を考えてやっていけば、この子育て環境日本一というのは、ただただ夢で終わるわけではないだろうと思うのです。それをぜひ考えて、それこそ全庁を挙げて考えてもらいたいということ。

あと毎回出ていますが、観光の村という、これ強く出ていますが、観光の村といっても田野畑はまだグリーンシーズンだけのものなのです。教育旅行なんかとか、民泊とかいろいろやっていますが、11月から4月にかけての観光客の受け入れ対策というものを、いろいろ計画が出ているようですが、さらに一ひねりしたほうがいいのか。この計画というのは、田野畑村の最高の最上位の計画は総合計画後期なのです。これに整合性を合わせていくというのは、なかなか大変な面もあると思うのですが、そこら辺をぜひ頑張ってくださいというのがこの自立計画を読ませていただいた感想でもありますが、担当者はどういうふう考えておるのか、構想なりイメージがあったらお聞かせを願いたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 総合計画とその過疎計画の整合性をということでございますが、まず過疎計画は具体的に申し上げますと、そういう過疎対策に係る起債とか、そういうのを活用して事業を展開していくということであると思います。ですので、行き着くところは総合計画を実現するための一つの手段になるのかなと思いますので、そこはよく調整とりながら、必要な分については変更等も加えながら進めてまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 やはり事業計画においては、もうちょっと柔軟性を持って、計画だからこれをやるのだ、やらなければだめだという、そういうような固定的観念でなくて、今課長が話されたように事業計画については世の動向とか動静という、そういうのも見て、これがマッチするのではないかなというのであれば、やはりダイナミックに思考を変えていくということも必要かなと思うのです。整合性は十分にとれていると思っていますので、随分苦労されたのだろうなどは思

っていますが、そこらの事業計画、よろしくをお願いします。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 田野畑村過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第3、議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長【久保 豊君】 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてご説明いたします。

田代辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することに関し、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、別紙をごらん願います。田代辺地に係る総合整備計画書でございます。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情は記載のとおりでございます。

3の公共的施設の整備計画でございますが、施設名が村道、橋梁、事業主体は村となっております。事業費は、28年から32年までの5カ年間で3億3,850万円を見込んでございまして、このうち辺地対策事業債を1億150万円予定するものでございます。

前ページにお戻り願います。提案理由でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による公共施設の整備をするため、その整備計画を策定しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 辺地度の度数というのがちょっとあるのですが、例えば学校の距離とか、郵便局の距離とか、診療所への距離とか、そういうようなのがこの辺地度点数という意味ですか。

○議長【工藤 求君】 渡辺政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【渡辺謙克君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

今おっしゃる項目プラス運行回数、定期バスの運行回数等が含まれて、それを点数化して辺地度をはかるというものでございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 田代地区以外で高いところがあったら、これには関係ありませんけれども、参考のためにお教え願いたい。

○議長【工藤 求君】 渡辺政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【渡辺謙克君】 ただいまの質問にお答えいたします。

現在計画そのものは、全て落ちているものではありませんが、村内で辺地とされているところは北山、机、明戸、室場、猿山、切牛、甲地、そして今回の田代、8辺地があって、それぞれ辺地度が高いということで辺地に認定されているものでございます。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第4、議案第4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 議案第4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについてご説明いたします。

次のとおりあっせんの申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

1、あっせんの申し立て先。住所、東京都港区西新橋1丁目5番13号、名称、原子力損害賠償紛争解決センター。

2、あっせんの申立人及び申し立ての相手方。(1)、申立人、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143番地1、名称、田野畑村。

(2)、申し立ての相手方、住所、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、名称、東京電力株式会社。

3、あっせんの申し立ての趣旨及び原因でございます。(1)、申し立ての趣旨ですけれども、相手方は平成27年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額47万5,000円を申立人に支払うようあっせんを求める。なお、申立人は相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんに申し立てることができる。

(2)、申し立ての原因。申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものであるが、相手方はこれに応じないものである。

次のページでございますが、理由ですが、東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申し立てをしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 まず、費用をこれくらいと求めたわけなのですけれども、何にかかったかというのと、あとこれに応じないものであるというふうにあるので、なぜ相手方が応じなかったのかについて伺います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 まず、47万5,000円という損害の額の部分という意味は、村として草地の牧草、いわて型牧草というのを26年、27年もしているのですけれども、そのもので、事業費でいきますと26年度部分として1,026万円、税込みですが、このようないわて型牧草の草地を造成した部分において、その費用として定められているものが47万5,000円の損害の額があるというふうなこと。

そして、これは岩手県としても、全体として県、市町村が歩調を合わせて賠償のあっせんに申し立てるというふうなことで、それであっせんの原子力損害賠償紛争解決センターというところになるわけですけれども、これはちょっと書き物があるのですけれども、あっせんの申し立て先である原子力損害賠償紛争解決センターというものは、原子力損害の賠償に関する法律に基づい

て原子力事故による被害を受けた方の原子力事業者である東京電力に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正にその紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であるというところがこの紛争解決センターというところになって、ここに申し立てをするというふうなことになります。

(応じていない理由の声あり)

○産業振興課長【佐々木卓男君】 応じていない理由は、これは26年度の要した費用に係る損害の…  
…請求しても東京電力が支払いに応じない、これは岩手県の全体的なものについて、田野畑村だけではなくて、岩手県全体市町村として応じていないということで、このようなことを解決センターにお願いするというふうな趣旨でございます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 出したけれども、応じないというのに対して、それはうちの原因ではないから払う必要はないとか、そういう明確な理由が来て、だからうちは応じませんというふうな明確な理由が来ているわけではないのですか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 これは、岩手、宮城、福島もそうだろうと思いますが、このような類いのものについて、原子力のほうが賠償に応じていないというふうなことがあるので、紛争解決センターというところを通して和解、仲裁に入ってもらっているというふうなことであります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 初めて耳にするような字句がいっぱいあるわけですが、恐らく県下全市町村が申し立てをすると私は推測するわけですが、そうですか。

もう一つは、公的な機関が原子力損害賠償紛争解決センター、公的な機関というものは国の出先機関と解釈していいのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 まず最初の質問の部分ですけれども、申し立てする部分は岩手県として市町村、県、市町村、全てのことでございます。

そして、先ほど言っているこの紛争解決センター、これ公的な機関ということで、国の機関ということになり……

○6番【中村勝明君】 国の出先機関。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 そうです。

(文科省の声あり)

○産業振興課長【佐々木卓男君】 済みません、公的な紛争機関ということで、ちょっとその部分は文科省の関係だろうと思いますけれども……そこはちょっと。

○6番【中村勝明君】 原子力関係が文科省ではないと思うが、後で教えてください。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 済みませんでした。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第5、議案第5号 村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第5号 村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成27年12月17日に議会の議決を経た村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事。

工事場所、田野畑村滝ノ沢地内。

変更の内容、契約金額でございますが、変更前が6億389万640円、変更後6億3,676万5,840円。

受注者、佐藤建設（株）・横田建設（株）特定共同企業体。代表者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社、代表取締役、佐藤治。構成員、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村巢合25番地、氏名、横田建設株式会社、代表取締役、横田雅明。

工事場所でございますけれども、一の渡と小松山のためのバイパス区間になります。工事概要といたしましては、施工延長が約1.4キロ、主な工事内容の中に切り土がございまして、約15万6,000立米の切り土になります。今回の3,287万5,200円の増額の主な理由でございますけれども、

掘削作業をしておりますけれども、かなり大きな転石が約5,000立米ぐらい発生いたしました。それを盛り土に流用するため、小割りをしないとちょっと転圧できないということで、その小割りに要する費用が、今回の増額が主な金額でございます。

提案理由でございますが、村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 こういう作業が大きく出たわけなのですけれども、それに伴って完成予定とか、特に工事に大きく影響するということはないでしょうか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 工事の完成予定は、今年の11月を予定してございます。工程的には大きな影響はないものと考えております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 村道長嶺線（滝ノ沢工区）道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（午前10時40分）

---

再開（午前10時41分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、議案第6号 村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第6号 村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成27年3月27日に議会の議決を経た村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事。

工事場所、田野畑村羅賀地内。

変更の内容、契約金額、変更前が3億5,640万円、変更後3億6,519万9,840円。

受注者、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

工事場所でございますけれども、羅賀沢付近からさわかまどにかけての延長929メートルの区間でございます。879万9,840円の増額の主な理由でございますが、路肩が崩壊する危険箇所がございましたので、そこにL型擁壁40メートルを施工しようとするものでございます。

提案理由でございますが、村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 村道田野畑平井賀線道路改良舗装（その2）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、議案第7号 水産荷捌施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐々木卓男君】 議案第7号 水産荷捌施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

平成26年3月26日に議会の議決を経た水産荷捌施設整備工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、水産荷捌施設整備工事。

2、工事場所、田野畑村島越地内。

3、変更の内容、契約金額でございますが、変更前が3億8,210万4,000円、変更後3億7,917万6,120円、292万7,880円の減額となります。

減額の主な理由についてでございますけれども、これは人工地盤工事の影響を受けない隣接地の用地に位置を変更して、その土地の利用状況に合わせたことによるもので、建築の面積でございますが、94.92平米の減となりまして、最終的には建築の延べ床面積は990平米になったところでございます。完了予定は、平成28年6月末というふうな予定となっております。

4、受注者、住所、岩手県盛岡市本宮5丁目5番5号、氏名、株式会社タカヤ、代表取締役社長、望月郁夫。

理由でございますが、水産荷捌施設整備工事の変更請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 水産荷捌施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、議案第8号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第8号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事。

工事場所、田野畑村浜岩泉地内。

契約金額、7,182万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額532万円。

受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社、代表取締役、畠山陸也。

お手元の図面をごらん願います。図面の左側が浜岩泉専用水道の浄水場でございます。そして、右端のほうが新たに整備いたしました切牛浄水場でございます。この浜岩泉専用水道の余剰原水を75ミリの導水管で、延長で2.6キロでございますけれども、切牛浄水場にポンプで送ろうとするものでございます。これは、昨年切牛浄水系で水不足が発生いたしまして、今後もこのようなことがあり得るということで、浜岩泉専用水道の組合さんのほうからの了解をいただきまして原水を送ろうとするものでございます。

提案理由でございますが、島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 島越漁港地区水産飲雑用水施設（切牛浄水系）第4水源導水施設新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第9、議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負に関し、次のとおり契約をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事名、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事。

工事場所、田野畑村島越地内。

契約金額、4億8,924万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額3,624万円。

受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社、代表取締役、熊谷朋之。

お手元の図面をごらん願います。図面の赤着色の左下側が島越の墓地付近でございます。右上が島の沢になりまして、延長で310.9メートルの道路の新設になります。主な工事でございますが、盛り土補強です。ここは、山側がもろい地形でございますので、できるだけ切り土は避けて、谷側といいますか、擁壁を立ち上げて道路をつくろうとするものでございます。また、この図面の上のほうに着色しない道路があるわけでございますけれども、これは今施工中の県道でございます。この県道と今回の島の沢接続道路の接続、さらに接続でございますが、この整備については県のほうにお願いしてやっていただけることになっております。

提案理由でございますが、島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 島越漁港地区漁業集落道整備島越線（島の沢接続道路）新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩します。

休憩（午前10時57分）

---

再開（午前11時14分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、議案第10号 田野畑村営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第二課長。

○建設第二課長【畠山恵太君】 議案第10号 田野畑村営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

条例案概要をごらん願います。改正趣旨でございますが、福島復興再生特別措置法の一部改正と優先入居者の条件を拡大するため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正案内容ですが、1は福島復興再生特別措置法の一部改正により、福島の除染作業の終わりました避難解除区域において住宅が逸失した特定帰還者を入居者資格に加えようとするのと、あと条項ずれの改正でございます。

また、2についてですが、優先入居者のうち20歳未満の子を扶養している「寡婦」を「配偶者のいない者」に改め、男性も対象にするものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

提案理由でございますが、福島復興再生特別措置法の一部改正及び優先入居者の条件を拡大するため、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

3番、上山明美君。

○3番【上山明美君】 勉強不足で申しわけないのですが、この福島で被災された方が田野畑に来て入りたいという場合は、最優先の最優先として取り扱うわけなのですか。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【畠山恵太君】 入居者の選定といたしますか、そういう委員会がございまして、その中で住宅の困窮度、困っている方、そういった人を最優先に誰を入居させるかというのは決定することになりますので、特定帰還者の方が最優先というわけではございません。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第10号 田野畑村営住宅条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第11号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設第一課長。

○建設第一課長【畠山恵太君】 議案第11号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページの新旧対照表をごらん願います。津波で被災いたしました平井賀地区浄化センターにかわる浄化槽4基全てが完了いたしましたことから、平井賀地区浄化センターを集落排水処理施設から廃止しようとするものでございます。

提案理由でございますが、東日本大震災により被災した平井賀地区浄化センターの代替施設の完成に伴い同浄化センターを廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第11号 集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第12、議案第12号 田野畑村営運動場設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長【畠山淳一君】 議案第12号 田野畑村営運動場設置条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村営運動場設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

お手元にお配りしてあります条例案概要をごらんいただきたいと思います。3ページになります。第1、改正趣旨でございます。田野畑村営運動場等の教育関連施設について、使用等に係る取り扱いを統一するため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2の改正案内容についてでございます。田野畑村営運動場は、村営球場、それからアズビィホール、アズビィ体育館、そしてアズビィ楽習センター、この4つの施設の使用についてですけれども、施設使用料の納付時期、あと還付ですとか、そういう取り扱いを統一するということで、施設使用料の納付については、今の現行条例では許可の際に徴収するものだというふうになっておりますけれども、これが余り現実的ではないと。例えば1カ月前とかに許可して納付してもらっている、即納付してもらっても、いろんな事情で使わないことになり、キャンセルしたいというふうな還付とか、いろいろありますので、そこら辺もうちょっと使用の予定を二、三日前まで

にというようなところに使用時期をするような運用をしたいということで許可条件を表示をしたい。あと還付についても、施設によって15日前までに解約の届け出をしなければ還付しませんというふうなことになっているの也有ります。これも三、四日程度の短いものにしたいなど。主に体育館なのですけれども、結構利用申し込みが多くてダブるような場合もあり、それとキャンセル待ちとかもあり得るのかなというふうなことで、キャンセル待ちのほうに連絡して利用者を調整するために三、四日程度は欲しいなどと思って、それくらいはキープしたい。あと、早目のキャンセルでなければ返しませんよというのも利用者にとってはどうかと思いますので、これらをもって利用者の利便性を高めたいというような趣旨でございます。

第3の施行期日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行しようというふうを考えています。

議案のほうにお戻り願います。提案理由でございます。田野畑村営運動場等の教育関連施設について、使用等に係る取り扱いを統一するため、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第12号 田野畑村営運動場設置条例等の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第13、議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要をごらん願います。改正趣旨、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとする事。

改正案内容、公表する事項に「人事評価の状況」及び「休業の状況」を追加すること。

施行期日等、この条例は平成28年4月1日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第13号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第14、議案第14号 田野畑村個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第14号 田野畑村個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村個人情報保護条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要をごらん願います。改正趣旨、行政不服審査法等の改正に伴い、所要の改正をしようとする事。

改正案内容、1、行政不服審査法の改正により文言の整理を行うこと。(1)、「不服申立て」の種類が原則として「審査請求」に一元化されたことに伴い、「不服申立て」を「審査請求」に改めること。(2)、「決定」を削除すること。

2、審理員の適用除外について規定すること。情報関係の審査請求については、田野畑村個人情報保護審査会等が諮問に応じ調査審議するため、法の規定により審理員の指名を不要とすること。

3、行政指導の中止の求め等について規定すること。

施行期日等、この条例は平成28年4月1日から施行すること。

別配付の資料をごらんいただきたいと思います。行政不服審査法の概要を載せているものでございます。これの右側のほうをごらんいただきたいと思います。議案第15号にも関係してきますけれども、現行の行政不服審査法が左側にあります。現行であれば審査庁、村に審査する機関を設けて、そこで審理、裁決を行うものでございますが、法の改正によりまして右のほうの改正後という赤い囲みがありますが、その審査する中に審理員というものを設けまして、なおかつそこで審理員の意見書をつけまして、上のほうにある行政不服審査会等という第三者の機関に諮問して答申を受けたものを裁決するという法の改正がございまして、これに基づいて条例を改正しようとするものでございます。

議案にお戻り願います。提案理由でございしますが、行政不服審査法等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第14号 田野畑村個人情報保護条例等の一部を改正する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第15、議案第15号 田野畑村行政不服審査法施行条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第15号 田野畑村行政不服審査法施行条例についてご説明いたします。

田野畑村行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

条例案概要をごらん願います。制定趣旨、行政不服審査法の改正に伴い行政不服審査会を設置等するため、本条例を制定しようとする事。

条例案内容、1、審理手続に係る提出書類の写し等の交付手数料について規定すること。

2、田野畑村行政不服審査会の設置について規定すること。

3、審査会の組織及び委員について規定すること。

4、委員の守秘義務違反に係る罰則について規定すること。

施行期日等、この条例は平成28年4月1日から施行すること。

議案にお戻り願います。提案理由でございますが、行政不服審査法の改正に伴い行政不服審査会を設置等するため、本条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第15号 田野畑村行政不服審査法施行条例は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第16、議案第16号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第16号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回17億5,339万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億6,405万3,000円とする内容でございます。

6ページをごらん願います。第2表、繰越明許費でございます。2款総務費が災害復興支援職員用宿舍整備事業の1事業、6款農林水産業費が1項農業費の浜岩泉農業会館管理費から3項水産業費の平井賀漁港（羅賀地区）環境整備事業までの9事業、7款商工費が観光振興施設維持補修事業の1事業、8款土木費が2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業から3項都市計画費の羅賀地区ふれあい公園整備事業までの8事業、次ページをごらん願います、11款災害復旧費が漁港施設災害復旧事業の1事業、合わせて19事業、総額51億8,837万3,000円を繰り越すものでございます。

次ページをごらん願います。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。水産荷捌施設整備事業の期間を平成28年度、限度額を1億5,500万円とする内容でございます。

次ページをごらん願います。第4表、地方債補正の追加でございます。情報セキュリティ強化対策事業の限度額を530万円とする内容でございます。また、変更でございますが、災害援護資金貸付金の限度額を1,800万円減額し、650万円とするものでございます。ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の限度額を110万円減額し、2,380万円、田野畑村起業家支援事業の限度額を1,990万円減額し、ゼロ、社会資本整備総合交付金事業の村道沼袋田代線の限度額を460万円減額し、1,340万円、同じく村道沼袋三沢線の限度額を160万円減額し、1,270万円、村道切牛真木沢線交差点改良舗装事業の限度額を130万円減額し、2,070万円、消防自動車整備事業の限度額を70万円減額し、2,560万円とするものでございます。

13ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。歳入でございます。9款地方交付税の1目地方交付税でございますが、特別交付税として4億513万4,000円を減額計上してございます。

次に、13款国庫支出金の2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金でございますが、地域生活支援事業費補助金追加から次ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金まで、合わせまして1,783万6,000円を計上してございます。また、5目土木費国庫補助金の1節土木費補助金でございますが、社会資本整備総合交付金減額と地域住宅交付金減額、合わせまして1,489万7,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。14款県支出金の1目総務費県補助金でございますが、被災者住宅再建支援事業費補助金減額と再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業補助金減額を合わせま

して3,697万2,000円を減額計上してございます。また、4目農林水産業費県補助金の3節水産業費補助金でございますが、岩手県東日本大震災復興交付金として1億603万9,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。14款県支出金の1目総務費委託金でございますが、緊急雇用創出事業委託金として920万6,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。17款繰入金の1目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金として5,332万9,000円を減額計上してございます。また、5目東日本大震災復興交付金基金繰入金でございますが、東日本大震災復興交付金基金繰入金として10億6,607万2,000円を減額計上してございます。また、6目東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金でございますが、東日本大震災津波復興基金市町村交付金基金繰入金として988万8,000円を減額計上してございます。

次に、19款諸収入の1目雑入でございますが、農業者年金業務委託金追加から旧児童館解体事業費補償金減額までを合わせまして1,801万4,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。20款村債の1目民生債の1節災害援護資金貸付金でございますが、災害援護資金貸付金として1,800万円減額計上してございます。また、3目農林水産業債の2節農業整備事業債でございますが、田野畑村起業家支援事業債として1,990万円を減額計上してございます。また、4目土木債の1節道路整備事業債でございますが、社会資本整備総合交付金事業債減額と村道切牛真木沢線交差点改良舗装事業債減額と合わせまして750万円を減額計上してございます。また、7目総務債の2節地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業でございますが、情報セキュリティ強化対策事業として530万円を計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款議会費の1目議会費の18節備品購入費でございますが、議場備品として300万円を計上してございます。

次ページをごらん願います。2款総務費の1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金でございますが、派遣職員人件費負担金として5,250万円減額計上してございます。また、5目財産管理費の25節積立金でございますが、村民研修基金積立金追加として3,500万円、庁舎及び公共施設整備基金積立金として5,746万円、合わせて9,345万8,000円を追加計上してございます。

次ページをごらん願います。6目企画費の13節委託料でございますが、ホームページ更新等業務委託料追加、情報セキュリティ強化対策業務委託料、総合計画策定業務委託料減額、合わせまして2,343万3,000円を計上してございます。また、15節工事請負費でございますが、携帯電話用伝送路電柱等支障移転工事費といたしまして2,200万円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。19節負担金補助及び交付金でございますが、協働のむらづくり推進事業費補助金減額から結いの地域づくり交付金減額まで合わせまして1,067万7,000円減額計上してございます。また、9目諸費の13節委託料でございますが、再生可能エネルギー設備設置工

事設計監理委託料として532万5,000円減額計上してございます。また、15節工事請負費でござい  
ますが、再生可能エネルギー設備設置工事費といたしまして2,877万3,000円を減額計上してござ  
います。

次ページをごらん願います。2款総務費の3目社会保障・税番号制度費の13節委託料でござい  
ますが、団体内統合宛名システム導入委託料減額、住民情報システム等改修委託料減額、合わせ  
まして784万4,000円を減額計上してございます。

25ページをごらん願います。3款民生費の1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金で  
ございますが、成年後見制度利用支援事業助成金減額、臨時福祉給付金減額、年金生活者等支援  
臨時福祉給付金、合わせて1,666万4,000円を計上してございます。

次ページをごらん願います。28節繰出金でございまして、国民健康保険特別会計事業勘定繰出  
金として3,272万1,000円を追加計上してございます。

次ページをごらん願います。3款民生費の1目災害援護資金貸付金の21節貸付金でございま  
すが、災害援護資金貸付金として1,800万円減額計上してございます。

次ページをごらん願います。4款衛生費の1目保健衛生総務費の28節繰出金でござい  
ますが、簡易水道特別会計繰出金として1億1,554万1,000円を減額計上してござ  
います。また、2目予防費の13節委託料でございまして、乳児健診委託料減額からインフル  
エンザ予防接種委託料減額まで合わせまして837万2,000円を減額計上してござ  
います。

次に、4款衛生費の1目清掃総務費の19節負担金補助及び交付金でござい  
ますが、浄化槽設置整備事業補助金減額と浄化槽設置整備復興事業補助金減額、  
合わせまして527万8,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。6款農林水産業費の3目農業振興費の15節工事請負費でござ  
い  
ますが、キッチンたのはた起業化支援センター改修工事費として1,290万円を減額計上してござ  
います。また、19節負担金補助及び交付金でございまして、産業祭り補助金減額から中山間地域等  
直接支払交付金減額まで合わせまして544万円を減額してござ  
います。

次ページをごらん願います。6款農林水産業費の1目水産業総務費の28節繰出金でござ  
い  
ますが、集落排水特別会計繰出金として4,431万6,000円を減額計上してござ  
います。

次ページをごらん願います。4目漁港建設費の13節委託料でござい  
ますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備登記事務委託料減額から次ページの島越漁港地区防  
災安全施設整備工事積算資料作成委託料減額まで合わせまして6,866万1,000円減額計上してござ  
います。また、15節工事請負費でござい  
ますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備工事費減額から高台移転団地  
内環境整備工事費減額まで合わせまして8億9,611万4,000円を減額計上してござ  
います。また、17節公有財産購入費でござい  
ますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備用地購入費減額から島越漁港地区防  
災安全施設用地購入費追加まで合わせまして2億7,040万2,000円を減額計上し

てございます。また、22節補償、補填及び賠償金でございますが、平井賀漁港地区土地利用高度化再編整備物件補償費減額から次ページの島越漁港地区漁業集落道物件補償費減額まで合わせまして1億9,773万1,000円を減額計上してございます。

次に、7款商工費の2目商工振興費でございますが、19節負担金補助及び交付金でございますが、田野畑村起業化支援事業費補助金減額、産業復興支援補助金減額、中小企業振興資金利子補給費補助金追加、合わせまして600万円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。8款土木費の3目道路新設改良費の15節工事請負費でございますが、村道沼袋田代線道路改良舗装工事費減額から村道長嶺線改良舗装工事費減額まで合わせまして2,323万8,000円減額計上してございます。

飛びまして36ページをごらん願います。8款土木費の1目特定環境保全公共下水道事業費の28節繰出金でございますが、下水道特別会計繰出金として620万円減額計上してございます。

また飛びまして41ページをごらん願います。11款災害復旧費の1目漁港施設災害復旧費の15節工事請負費でございますが、漁港施設災害復旧工事費減額、漁港海岸施設災害復旧工事費減額、合わせまして2,465万1,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時49分）

---

再開（午後 零時59分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑を許します。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 補正予算であります。27ページなのですが、民生費の保育所費に関連してお聞かせをいただきたいと思っております。

今回の補正によって家庭的保育委託料減額、27年度の当初予算を私今朝見てきませんでしたので、当初予算でどれぐらい見ていたか。恐らくこの家庭的保育関係の事業は、全額減額になっているような気がするのですが、まずそれからお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 一般質問で私も同僚議員も待機児童について取り上げました。非常に漸進的などいいますか、積極的な村長を初め担当課から答弁をいただいております。今日の岩手日報を見ましても、あれを見たら恐らく関係ある家庭の方々は喜んだというふうに思っております。

ただ、私はこの際はっきり指摘しておきたいわけですが、同一労働、同一賃金、安倍総理が盛んにこのことを主張しているわけですが、安倍総理は男も女も同じ仕事であれば同一労働、同一賃金のような感じで強調しているわけですが、本村の場合の保育所の労務委託を社協にやっていることによって、答弁では公募がないということで労務委託の中で、待遇をもっとよくするように労務委託の中で見ているという答弁がなされました。私は、石原村長でありますから、この際同一労働、同一賃金ももちろんあるし、同じ若桐内、同じ児童館内、同じ放課後児童クラブの正職員、社協職員、役場職員、賃金、待遇面で格差をこの際つけるべきではないというふうに石原村長だったら判断できるというふうに思っておりますので、どうでしょうか。新年度からすぐというのも予算がもう既に計上になっておりますので、近い将来そういうふうにしてほしいわけですが、働いている方々も複雑な思いだと思います。同じ勤務で、同じ職種で、同じ労働、勤務内容で差がついているのはもってのほかだと私は思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今質問にあった趣旨については、待遇改善という点で考え、まず答弁させていただきますけれども、就任以来、これに対する委託費の積算については毎年検討するのだということで取り組んでおります。これは、近隣市町村の動向、この間も一般質問でもありましたように募集したけれども、その待遇面ということのをこれまでのように格差是正しないまま募集しても、これは対応し切れないものだという点で見直しを行っております。

2つ目の別な視点でのプロパーとの関係なのですけれども、これ一気にということは当然できませんので、それは段階的に検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 それは、どれぐらい近づいているかだと思います。どれぐらい差があるか、いつか調べてみたいわけですが、社協委託の正職員と役場職員、保母さんは専門職だとは思いますが、格差はどれぐらいあるか。何か資料でもできないのかな、もらえないのかな。どれぐらい格差があるか、現況で。答えられる範囲で答えてもらいたいです。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これ年齢構成とか、それ単純に比較はできないと思いますので、そういった点を踏まえて確認はしますけれども、どうでしょう、ちょっと……

○6番【中村勝明君】 答えられる範囲で。

○村長【石原 弘君】 確認、今担当のほうから、その点については話せる範囲で回答させていただきます。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時06分）

再開（午後 1時07分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 先ほど保留にさせていただいておりました、ひとり親家庭医療費給付の減額の分でございますけれども、家庭的保育事業の補助減額部分ですが、一応2人分を残しての減額でございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今度は、給料関係ですが、答弁が出てきたときやりたいと思いますので。

産業開発公社の関係なのですが、未収金が、もちろん毎年未払い金、未収金、両方出ているのは、これは羅賀荘でも公社でも同じ貸借対照表でそうになっているわけですが、人のうわさというのはなかなか根拠がないわけですが、正直端にお聞かせをいただきたいわけですが、焦げつき、焦げついた分があるかないか。これまた微妙なデリケートな質問になってしまうので、質問も控えてはいたのですが、理事長である副村長が焦げつきがあるか否か。未収金は、毎年の決算書で計上になっていて、よく私もわかるのですが、焦げついた分があるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【酒井 淳君】 6番議員の質問にお答えいたします。

いわゆる焦げついた債権があるかどうかということでございますが、お話しのとおり未収金は現状でございますけれども、いわゆる焦げついたものは特段ございません。過去取引先と事業撤収等に伴って、その分が損失として計上されたものはございますけれども、それは損失として計上しておりますので、焦げついたものというのはございません。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 なかなか人のうわさというのは根拠がないので、私もどうかなと思ったのですが、ただ毎年の未収金、決算書で見たのですが、公社なり。未払い金が多額ですと、決算書を見た方が勘違いする可能性があるのです。乳製品加工について、未収金が2,000万円を毎年超しているのです。数年前は3,000万円も超しておりました。したがって、それを見て単純に焦げついた分があるだろうという推測のもとでうわさが飛んだりするわけですが、まず大丈夫だというふうにもう一回確認しておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【酒井 淳君】 現状、確かに3,000万円程度の未収金というのは計上されておりますけれども、基本的に月々売り掛けの分、また収入として入ってきておりますので、その辺は大丈夫だと認識しています。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

- 9番【佐々木芳利君】 歳入の県支出金、16ページです。緊急雇用事業の減額920万円ありますが、これは予算はあったけれども、村が仕事を消化し切れなかったのでしょうか、それとも県において金がなくても減額、どちらでしょうか。
- 議長【工藤 求君】 山本政策推進課主幹。
- 政策推進課主幹【山本章博君】 ただいまのご質問でございますが、今年度13事業が緊急雇用で交付決定を受けたわけですが、ことし、年末までの勤務実績とか、実際に支払った金額で年度末いっぱいかけて恐らく執行されないであろうという分を今回減額したものでございます。
- 議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。
- 9番【佐々木芳利君】 緊急雇用の働く方が減ったという感覚でよろしいでしょうか、それとも違いますか。
- 議長【工藤 求君】 山本政策推進課主幹。
- 政策推進課主幹【山本章博君】 実際に応募して採用に至らなかった、募集定員を満たさなかったというケースもございますし、実際に予定しておった手当等が実際の勤務実態上、そこまで支給する必要がなかったという、いわゆる支払う必要がなかった分の金額が減額されたものというふうに捉えていただければと思います。
- 議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。
- 9番【佐々木芳利君】 そうしますと、今年の実績といたしますか、そういったものが新年度以降に県の算定といたしますか、予算関係に反映があるのでしょうか、ないのでしょうか。
- 議長【工藤 求君】 山本政策推進課主幹。
- 政策推進課主幹【山本章博君】 今年度は、まず13事業採択されておりますが、実はこの緊急雇用事業につきましては、今年度でまず事業終了となっております。ですが、今年度の事業分で現在田野畑で行っている13事業のうち、今の現時点で事業期間が2年目のものであって、なおかつ国が定める基準として、いわゆる被災者に直接支援するものですとか、雇った方の技能向上、次の就職に結びつくようなものにつきましては延長を認めるというふうに捉えております。それについては、また来年度の、28年度の新規予算のほうで計上しておりますが、それは3事業継続ということで今県と協議を進めてございます。
- 議長【工藤 求君】 生活環境課長。
- 生活環境課長【佐藤俊一君】 先ほど保留にしておりました給料関係でございますが、館長クラス、56歳ぐらいで、村と社協の関係で約4万円違います。村のほうが高くて4万円高いと。それから、今度新採用で入った場合の給料関係では、村が約2,000円ぐらい高いということでございます。これについては、社協のほうも昨日お話ししましたが、給料改定で27年度、28年度で同じぐらいにしてきたということでございます。
- 議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今の答弁は、村長がちょっと判断すればできない相談ではない。そんなに近づいているとは正直思いませんでした。これは、即判断して補正計上か何らかの方法で私はぜひやって雇用から何から、待機児童をこれからも出さないように、ぜひ必要だと思うのです。これは、要望にしたいんだ。答弁もらうよりいいかもしれませんので、要望をしておきたいと思います、即改善ということで。

あとは、待機児童関係では岩手日報にもうまいあんに載りましたので、予算委員会に譲りたいと思いますので、待機児童はいいです。

本当は、これは予算特別委員会の質疑のために用意をした資料だと思うのですが、平成27年度現金、有価証券等監査資料をいただきました。これによりますと財政調整基金を初め、各種基金の明細がきれいに載っております。しかも、平成28年2月18日現在ですから、本当に最近の最新の基金明細書が出されました。特にこの中で、財政調整基金が33億二千九百何がしと。以前の質疑の中で、総務課長から財政調整基金の現在高33億二千何がしについては、ひもつきといいますか、用途がはっきりしているのが一部積立金に含まれていて、自由に使える金額は22億5,000万円というふうな答弁を総務課長からいただいているわけですが、今でも22億5,000万円は変わりがないかどうか確認しておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 ただいまの質問にお答えいたします。

平成28年度当初予算で財政調整基金を7,000万円ほど取り崩して予算編成しておりますが、先ほど議員質問あったとおり総額では33億円ちょっとありますけれども、そのうちの純然たる財政調整基金は22億5,000万円ほどでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 後で資料でいただきたいわけですが、私も調べればわかるのですが、震災前の財政調整基金の高は幾らだったか、後で資料をいただきたいと思います。つまり33億円に膨張というか、増えた、増額になったということは何か大きな理由が、震災か何かだと思うのですが、そこで、まだ特別会計に入っていないから国保税は取り上げることはできないわけですね、議長。

○議長【工藤 求君】 はい。

○6番【中村勝明君】 そうか。では、特別会計に入ってから、この自由裁量のきく22億5,000万円の一部、1,000万くらいやったって全然、そのとき質問したいと思います。以上でとりあえず終わります。

繰出金が出てっからいいんだな。続けます、議長。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 繰出金が一般会計で何ページでしたか、載っておりますが、今の質問も継続できるという私は判断をしているのですが、議長はいかがですか。

○議長【工藤 求君】 はい。

○6番【中村勝明君】 さっき言ったとおりなのですが、施政方針でも村長はいいことを言っているのですけれども、被災者救済、震災復興の最終年、村長でない達増知事は、これから5年間で震災復興の完結年というふうに、表現は少し違っていました。こういう点では震災等々の理由で盛り上がった財政調整基金を使って、被災者だけを国保税は上げないというのは、これはまずいと思いますので、被災者を含めて国保税は当面財政調整基金を財源に判断をして値上げを抑える。しかも、何年も何年も続くのではない。私個人の提案は28年というわけですから、私は判断しても誰も怒りはしないというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今の考え方も一つだと思いますが、今我々一般質問の中でもあったように各市町村の姿勢の問題ではありますけれども、基本とすれば各事業、予算は、その会計の中でということですし、一方で国保関係、担当課長からも話があったように3割の方々ということと、それから県と市町村で今被災者の国保の減免というふうなこともあわせてやっています。いろんなことの組み合わせの中で、その選択肢はどうなのかと。一方で、全体としてこれから村の財政そのものは、そんなに豊かではなくなっていく中で、今財政調整基金の話は我々が持っている負債的な要素と、それから緊急的に発生するものを痛手をこうむらないようにしっかりこの基金を管理していかなければならないなということの緊急的なもの等対応しなければならない要因があるということ踏まえながらも、22億円ほどのところで抑えている意味が、緊急性というものがありますので、そこらを堅持しつつあるから他にということではなくて、緊急というところがあるために今そういうことで準備しながら対応していくのだという姿勢で今臨んでいます。というようなことを踏まえながら、全体としてその重要性というのはどこにあるかというところは研究しながら対応してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 これは、補正予算の質疑から少しずれてしまったなという私は反省を持っております。あしたからの予算委員会でまた改めて取り上げてみたいと思います。

もう一つは、これも28年、29年は一般会計からの繰り入れはできる、しかも田野畑村のみならず野田村も雫石もどこも、かなりの市町村で繰り上げをやって、繰り入れをして、そして被保険者負担を抑えてという状況があります。10市町村だったか、12市町村だったか、調べた範囲ではそうでした。そして、きのうもあえて頑張って取り上げたつもりなのですが、国会質疑をお聞きしましても、高橋千鶴子衆議院議員から議事録をもらって、ファクスでいただきました。そうしたら、国会質疑でも平成30年度以降、一般会計からの繰り入れは禁止はできないという答弁を厚労省がやっているのです。ぜひこれは担当課として確認をしていただきたいわけですが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【佐藤俊一君】 今の質問にお答えいたしますが、今中村勝明議員がおっしゃられたとおりのような情報は入手しております。禁止はできないというふうなことを確認しております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 29ページなのですが、凍結、可決云々がありまして、キッチンたのはたの設計監理委託料、工事請負費等々が今回こういう形で減額補正となりました。つまり引き算をすればわかるのですが、一般質問で同僚議員がやっておりますので、釈迦に説法かも、ダブる質問になるかもしれませんが、結局全員協議会で村長が答弁したとおり500万円以上の支出はないというふうに解釈してよろしいかどうか確認しておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 工藤産業振興課主幹。

○産業振興課主幹【工藤隆彦君】 ご質問についてでございますが、そのとおり500万円を残しての減額となっております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 そういたしますと、覚書もおかげさまで回覧をして見せていただいているわけですが、全員協議会の説明とほとんど大枠は変わらない形で覚書が交わされているようですが、若干気になる点は、将来シェフが使い終わって村に返す際、原状回復は省略というふうな覚書の中身なのですが、やっぱりやむを得ない村としての判断ですか。

○議長【工藤 求君】 工藤産業振興課主幹。

○産業振興課主幹【工藤隆彦君】 お答えいたします。

今回村が改修する分とシェフが改修する分ということで覚書を交わしましたがけれども、この改修が改修であって、大きい改修、例えば部屋を大きくするとか、そういう改修になりますので、そういう改修は事前に協議をいただいて、それを原状復旧するとまた何百万円もかかってしまうという部分に関して、こういうふうな覚書で原状復旧は、そういう事前の協議をした分に関しては要りませんよということです。小規模の分に関しては、来年度また契約もありますので、そっちのほうではまた詳しく載せたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 わかりました。大体わかりました。折衝の中でやむを得ない判断かもしれませんが、全員協議会との説明とは少し違いましたので、指摘しておきたいなと思って言いました。

要するにこれから使用料については、予算書を見ればあるかもしれませんが、まだ勉強していませんので予算審議でもいいのですが、使用料についてはどんなふうな方向になるか。シェフが改修した分は省いて使用料をもらうということになるのが普通だと思うのですが、村としてどうお考えでしょうか。

○議長【工藤 求君】 工藤産業振興課主幹。

○産業振興課主幹【工藤隆彦君】 お答えいたします。

今回の改修は、シェフが改修する分と村が改修する分とございます。その分は、金額としてどれくらいかという、お互いでやる部分なので、その部分は考慮しませんので、今までの建物の部分の行政財産使用料条例等も準用して計算したいと思っております。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 さっき財政調整基金の話が出ました。大体予算の五、六%程度は、財政調整基金はきちっとしておらなければだめだというのがあつたのです。いざというときに使う。例えばいろいろと補助金等で、この震災に当たつていろいろ補助等をもらい、それが不用額として出た場合に、例えばそれを財政調整基金に回していく。そういうのが復興が終わつたということになると、果たして財政調整基金としての積み立てが可能になるかどうかというところまで考えなくてはならないのだと思うのです。使い切り予算の考えがなくて、不用額はそういうふうに大事に使おうというようなのが今の流れなようですので、それを上手に使うということが大事で、いざと困つたときに、例えば財政調整基金の切り崩しができないような財政状況になったら、田野畑村として一体どうするかという問題も出てくるのです。だから、もうちょっとこういうのは慎重に考えて取り組んだほうがいいだろうと私は思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これまで復興事業を推進するに当たつて、今1番、大森議員が話ししたとおりで不用額ということで、かねての質問にもあつたとおりで、それを野放図にやるということは、これまで我々が学んできた点でも逸脱する点があるかなということで、今3月議会においては全庁的に執行計画と執行額の差異がないように不用額10%以上の理由を昔は議会に対して述べるということが基本でしたので、その線に、原点に戻つて事業を管理しよう、予算を管理しようということで臨ませていただきました。

今財政調整基金の問題につきましては、国等で大体10%を堅持するというふうな流れでありますし、村とすれば先ほど話ししたようにこれから、今現に28年度の国の本体である地方交付金そのものは0.3%減になっていますので、今後厳しい予算を余儀なくされることをできるだけ回避して行政サービスを堅持するため、またまた折々で皆さんから話があるように事業は組むのだけでも、村負担をどうなのだという事でも耐えるために今22億円を堅持してまいりたいと。また、そういうことで緊急的に対応できるような基金をしっかりと蓄えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 金額はさほどでないのですが、21ページの報償費、いろんな委員会の謝金とか何か減額になっている。これ村民が主体の行政ということでしたので、委員の出席率が悪いのだから、予算計上の仕方が悪いのだからどうか分かりませんが、減額になっているのです。この

出席率とか、そういうのはどうなっているでしょうか。

○議長【工藤 求君】 山本政策推進課主幹。

○政策推進課主幹【山本章博君】 ただいまのご質問でございますが、特に総合計画の関係、今回3回審議会を行っておりますが、出席率は大体7割から8割となっております。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第16号 平成27年度田野畑村一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第17、議案第17号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第17号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定に今回394万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億477万4,000円、直営診療施設勘定を今回286万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,171万8,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。主なものを説明させていただきます。事業勘定の歳入でございます。4款国庫支出金の1目療養給付費等負担金の1節現年度分でございますが、療養給付費負担金減額、後期高齢者支援金負担金減額、介護納付金負担金減額を合わせまして2,323万1,000円を減額計上してございます。

次に、5款県支出金の1目財政調整交付金の1節調整交付金でございますが、財政調整交付金といたしまして898万5,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。10款繰入金の1目一般会計繰入金の5節その他一般会計繰入金でございますが、その他一般会計繰入金として2,760万円を追加計上してございます。

次に、10款繰入金の1目国保財政調整基金繰入金でございますが、国保財政調整基金繰入金として2,017万円を計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。2款保険給付費の1目一般被保険者療養給付費の19節負担金補助及び交付金でございますが、一般被保険者療養給付費として1,600万円を追加計上してございます。

13ページをごらん願います。直営施設勘定の歳入でございます。3款繰入金の2目事業勘定繰入金でございますが、以下の事業勘定繰入金として300万円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目一般管理費の7節賃金でございますが、医科の臨時雇い賃金減額、歯科の臨時雇い賃金追加、合わせまして195万9,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第17号 平成27年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第18、議案第18号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第18号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億3,224万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億996万7,000円とする内容でございます。

3ページをごらん願います。第2表、繰越明許費でございます。1款総務費でございますが、平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業と島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業の合わせて2事業、総額4億7,287万4,000円を繰り越す内容でございます。

次ページをごらん願います。第3表、地方債補正の変更でございます。平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業の限度額を1,470万円減額し、5,040万円とするものでございます。

7ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。歳入でございます。2款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金として1億1,554万1,000円を減額計上してございます。

次に、4款村債の1目簡易水道事業債でございますが、平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業債として1,470万円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目簡易水道施設費の15節工事請負費でございますが、平井賀漁港地区水産飲雑用水施設整備工事費減額、島越漁港地区水産飲雑用水施設整備工事費減額、合わせまして1億2,282万3,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第18号 平成27年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第19、議案第19号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第19号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第2号)

についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億2,908万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,271万円とする内容でございます。

3ページをごらん願います。第2表、繰越明許費でございます。1款総務費の島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業から島越漁港地区漁業集落排水処理施設解体撤去事業まで合わせて4事業、総額1億2,788万円を繰り越すものでございます。

次ページをごらん願います。第3表、地方債補正の変更でございます。平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業の限度額を770万円減額し、730万円とするものでございます。

7ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。歳入でございます。2款県支出金の1目農林水産業費県補助金の1節水産業費補助金でございますが、岩手県東日本大震災復興交付金といたしまして7,707万1,000円減額計上してございます。

次に、3款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金として4,431万6,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の1目排水処理施設費の15節工事請負費でございますが、平井賀漁港地区漁業集落排水処理施設整備工事費減額から島越漁港地区漁業集落排水処理施設解体撤去工事費減額まで合わせまして1億1,287万1,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第19号 平成27年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

15分間をめぐりに休憩します。

休憩(午後 1時49分)

再開（午後 1時49分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第20、議案第20号 平成27年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第20号 平成27年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回633万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,416万8,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。歳入でございます。3款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金として620万円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款総務費の2目施設管理費の13節委託料でございますが、下水道施設管理業務委託料減額、公共下水道管路施設調査委託料減額、合わせまして236万2,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第20号 平成27年度田野畑村下水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第21、議案第21号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第21号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定を今回412万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,444万6,000円、介護サービス事業勘定を今回62万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261万1,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。保険事業勘定の歳入でございます。3款国庫支出金の1目調整交付金でございますが、調整交付金として358万7,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。8款繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金でございますが、介護給付費準備基金繰入金として606万円を追加計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。2款保険給付費の1目居宅介護サービス給付費の19節負担金補助及び交付金でございますが、居宅介護サービス給付費として100万円を減額計上してございます。

飛びまして14ページをごらん願います。介護サービス事業勘定の歳入でございます。2款繰入金の一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金として118万8,000円を減額計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。1款支援事業費の1目介護予防支援事業費の13節委託料でございますが、予防プラン作成委託料といたしまして50万3,000円を減額計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第21号 平成27年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第22、議案第22号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【佐々木 靖君】 議案第22号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回3万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,644万7,000円とする内容でございます。

5ページをごらん願います。主なものをご説明させていただきます。歳入でございます。1款保険料の1目後期高齢者医療保険料の2節現年度分普通徴収保険料でございますが、普通徴収保険料として112万9,000円を追加計上してございます。

次ページをごらん願います。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金の2目後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金でございますが、岩手県後期高齢者医療広域連合納付金として3万1,000円を追加計上してございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【工藤 求君】 質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第22号 平成27年度田野畑村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号～議案第35号の一括上程、説明、委員会付託

○議長【工藤 求君】 お諮りいたします。

日程第23、議案第23号 田野畑村村税条例の一部を改正する条例、日程第24、議案第24号 田野畑村定住促進住宅条例の一部を改正する条例、日程第25、議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第26、議案第26号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第27、議案第27号 特別職の職員の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第28、議案第28号 田野畑村雇用促進条例、日程第29、議案第29号 平成28年度田野畑村一般会計予算、日程第30、議案第30号 平成28年度田野畑村国民健康保険特別会計予算、日程第31、議案第31号 平成28年度田野畑村簡易水道特別会計予算、日程第32、議案第32号 平成28年度田野畑村集落排水特別会計予算、日程第33、議案第33号 平成28年度田野畑村下水道特別会計予算、日程第34、議案第34号 平成28年度田野畑村介護保険特別会計予算、日程第35、議案第35号 平成28年度田野畑村後期高齢者医療特別会計予算、以上13議案は相互に関連がありますので、一括議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、日程第23から日程第35までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第23、議案第23号から日程第35、議案第35号までの13議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 平成28年度の当初予算案の提案理由について述べたいと思います。

平成28年度の一般会計予算案、各特別会計予算案及び各関係条例改正案等の議案を一括上程いたしました。そのうち一般会計並びに各特別会計予算案の提案理由についてご説明いたします。

平成28年度の予算編成方針につきましては、施政方針で申し述べたとおりであります。予算編成に当たっては東日本大震災からの復旧、復興事業の早期完成に向けて優先的に予算計上をしたところであります。さらには村人口ビジョン及び村まち・ひと・しごと創生総合戦略、村総合計画に掲げた重点施策等を実現するため、事業効果、効率性、優先度などを総合的に勘案し、重点配分したところであります。

それでは、議員全員協議会の際に配付しました平成28年度の予算の概要の1ページをお開き願いたいと思います。まず、平成28年度の予算の概要でございますが、一般会計の予算総額は59億5,700万円で、前年度比51.1%の減でございます。減額の主な要因は、復興交付金事業の減によるものでございます。

次に、国保会計でございますが、事業勘定の予算総額は7億1,373万7,000円で、前年度比5.1%

の増でございます。増の主な要因は、医療保険給付費の増によるものでございます。直診勘定の予算総額は1億4,340万4,000円で、前年度比10.3%の増でございます。増額の主な要因は、職員人件費、医薬材料費の増によるものでございます。

次に、簡易水道でございますが、予算総額は1億2,494万2,000円で、前年度比81.7%の減でございます。減の主な要因は、復興交付金事業の減によるものでございます。

次に、集落排水会計でございますが、予算総額は7,159万5,000円で、前年度比84.6%の減でございます。減の主な要因は、復興交付金事業の減によるものでございます。

次に、下水道会計でございますが、予算総額は3,496万5,000円で、前年度比30.8%の減でございます。減額の主な要因は、汚水処理計画更新事業、下水道施設長寿命化計画策定事業などの終了によるものでございます。

次に、介護保険会計でございますが、事業勘定の予算総額は4億9,953万4,000円で、前年度比5.3%の増でございます。増額の主な要因は、介護保険給付費の増によるものでございます。サービス勘定の予算総額は1,282万6,000円で、前年度比296%の増でございます。増額の主な要因は、地域包括支援センターの運営委託料の増によるものでございます。

最後に、後期高齢者医療会計でございますが、予算総額は3,644万5,000円で、前年度比2.4%の増でございます。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであります。

以上申し上げました平成28年度の一般会計並びに各特別会計予算の総額は75億9,444万8,000円で、前年度比48.3%の減になったところであります。

なお、各関係条例改正案等の説明につきましては、お手元に配付しております議案、条例案の概要に記載しているとおりでありますので、割愛させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、上程の提案理由とさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 お諮りします。

以上13議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第23号から日程第35、議案第35号までの13議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

なお、委員長、副委員長の互選のための予算特別委員会を本会議終了後、直ちに当本会議場に招集いたしますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(午後 2時05分)